

第2種許可地域

掲出イメージ

【屋上広告物】

広告板:40㎡以内/面、合計80㎡以内/基
 広告塔:40㎡以内/面、合計160㎡以内/基
 建築物の高さの1/2以下、建築物の外壁の垂直面を超えないこと。

【野立広告物】

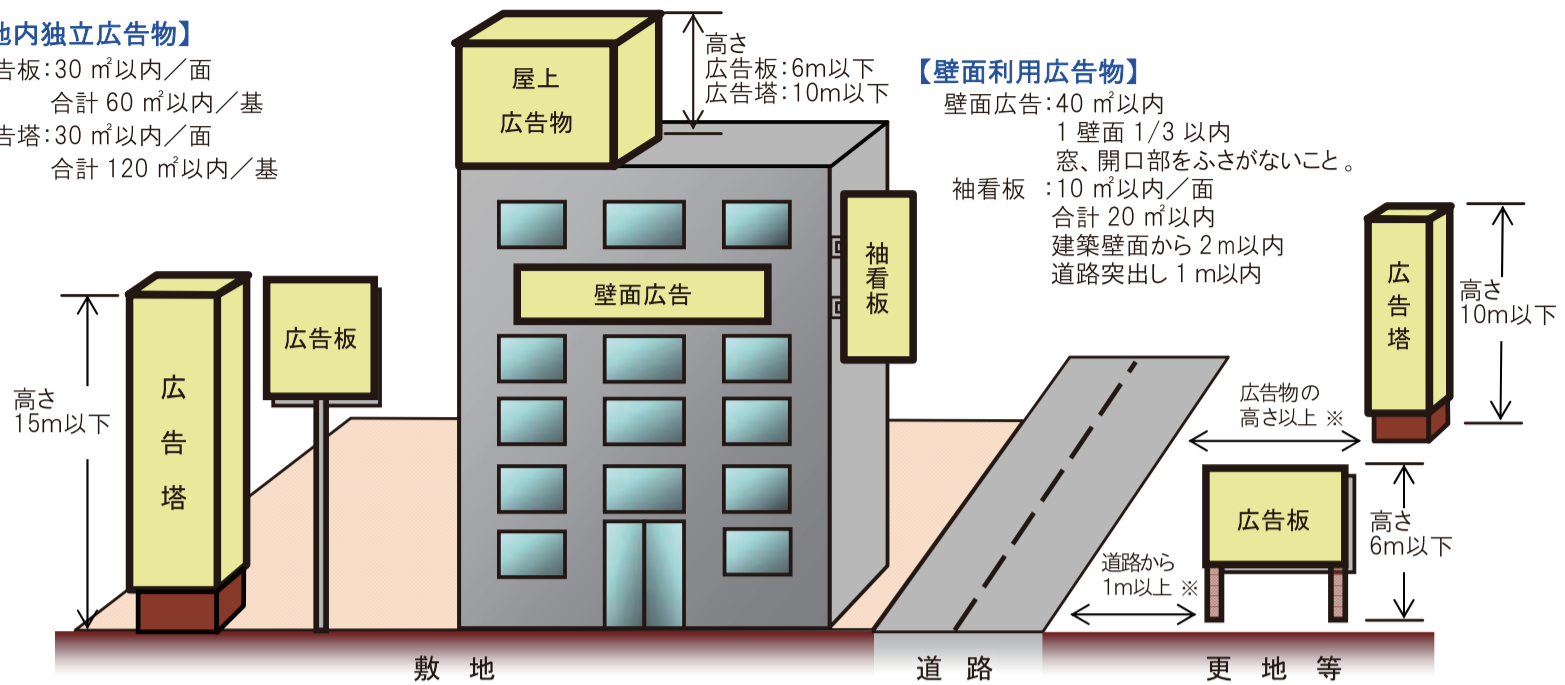
広告板:合計20㎡以内/基
 広告塔:20㎡以内/面
 合計80㎡以内/基

【敷地内独立広告物】

広告板:30㎡以内/面
 合計60㎡以内/基
 広告塔:30㎡以内/面
 合計120㎡以内/基

【壁面利用広告物】

壁面広告:40㎡以内
 1壁面1/3以内
 窓、開口部をふさがないこと。
 袖看板:10㎡以内/面
 合計20㎡以内
 建築壁面から2m以内
 道路突出し1m以内



- ・発光、蛍光もしくは反射し交通安全の妨げとなるものの使用禁止
- ・表示面の色彩は、建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。

【野立広告物】

広告物相互間距離※
 道路沿線:30m以上
 鉄道沿線:100m以上
 ※家屋連続地域は除きます。

掲出イメージ

【屋上広告物】

広告板:50㎡以内/面、合計100㎡以内/基
 建築物の高さの1/2以下、建築物の外壁の垂直面を超えないこと。
 広告塔:50㎡以内/面、合計200㎡以内/基
 建築物の高さの2/3以下、建築物の外壁の垂直面を超えないこと。

【野立広告物】

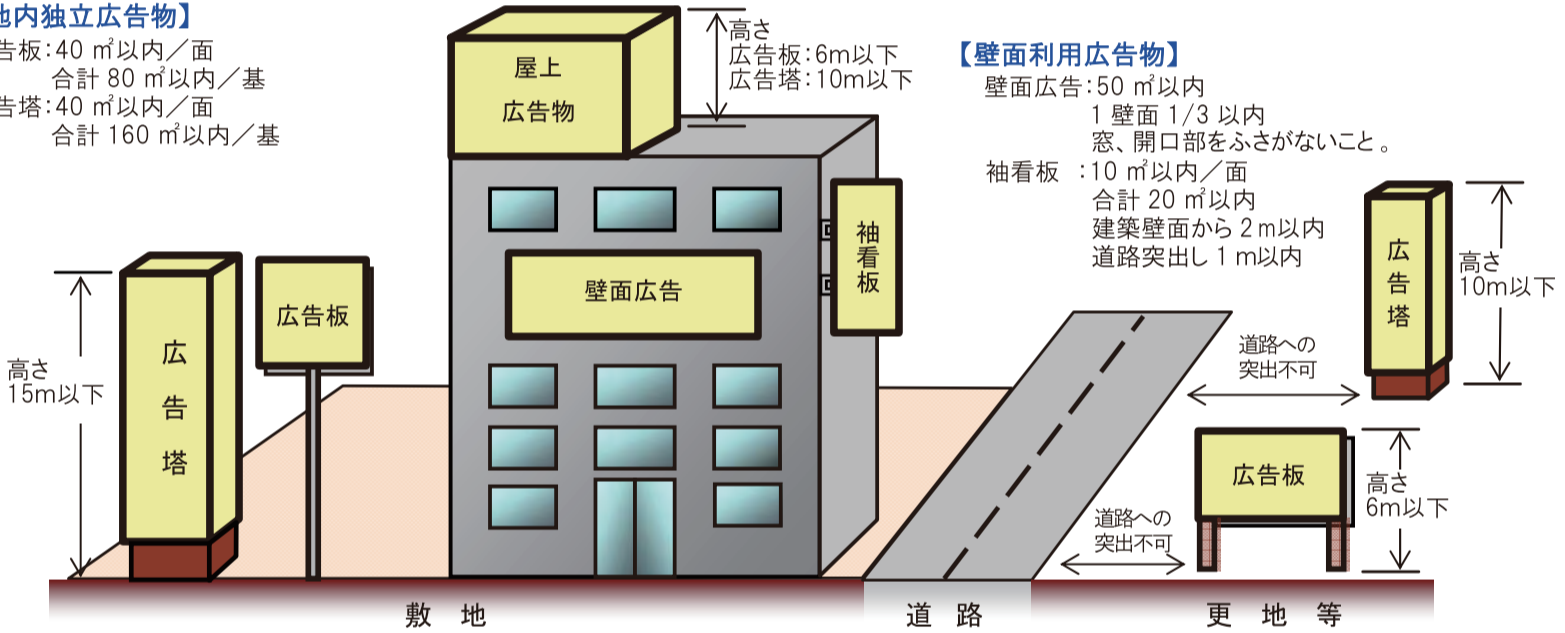
広告板:合計30㎡以内/基
 広告塔:30㎡以内/面
 合計120㎡以内/基

【敷地内独立広告物】

広告板:40㎡以内/面
 合計80㎡以内/基
 広告塔:40㎡以内/面
 合計160㎡以内/基

【壁面利用広告物】

壁面広告:50㎡以内
 1壁面1/3以内
 窓、開口部をふさがないこと。
 袖看板:10㎡以内/面
 合計20㎡以内
 建築壁面から2m以内
 道路突出し1m以内



- ・発光、蛍光もしくは反射し交通安全の妨げとなるものの使用禁止
- ・表示面の色彩は、建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。

● 屋外広告物の色彩についても配慮をお願いします。

屋外広告物の地色部分(文字以外の部分)への色彩を制限しています。

第1種許可地域

沿道型許可地域

- R、YR又はYの場合 彩度10以下
 - G、GY、P、PB又はRPの場合 彩度8以下
 - B又はBGの場合 彩度6以下
- ※ 表示面の1/3以内での使用は、この限りではありません。

第2種許可地域

第3種許可地域

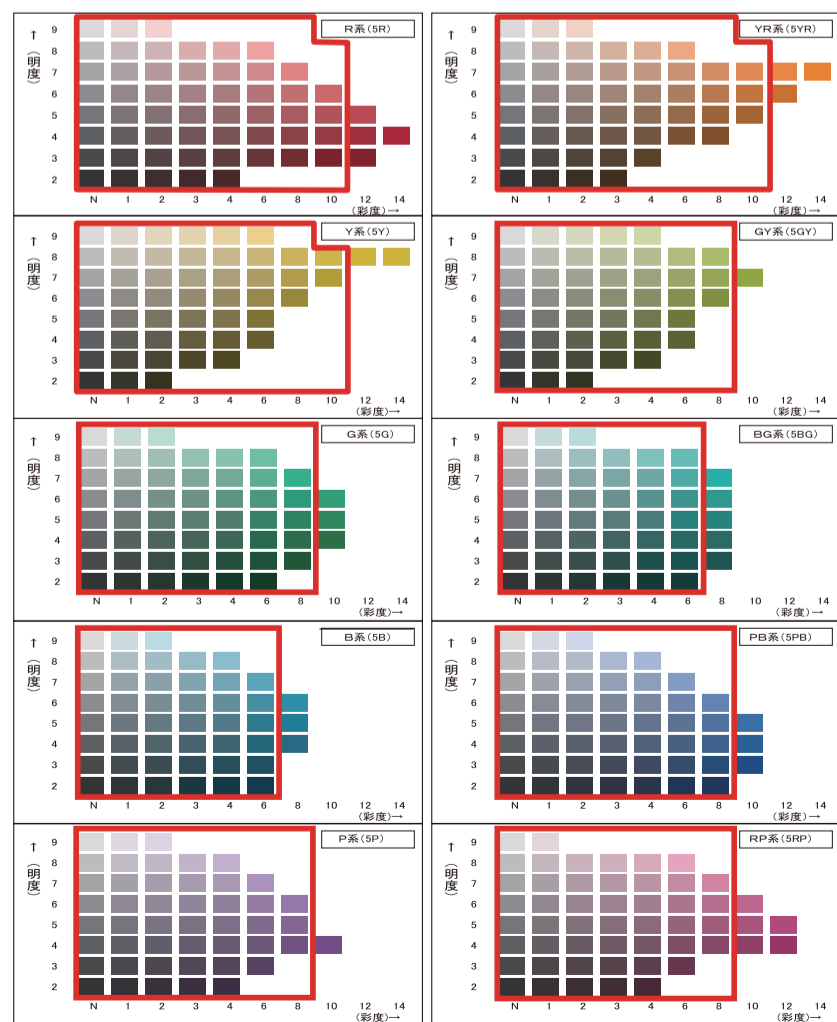
表示面の色彩が、建築物等及び周囲の街並みの景観と不調和でないこと。

例えば...

板面色を建物の外壁色にそろえ、表示の色数をおさえ、すっきりさせる。



色彩誘導イメージ



(注)印刷のため、実際の色票の色とは異なります。